

# 「子供・若者の意見表明の仕組みガイドライン概要」 (案)

令和8年3月

令和5年（2023年）4月に施行された「**こども基本法**」には、子供・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳われています。

また、令和5年（2023年）12月に閣議決定された「**こども大綱**」では、子供・若者とともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

本市では、令和7年（2025年）3月に、これまで推進してきた子供・子育て支援施策や子供の貧困対策等を効果的かつ総合的に一層推進するため、「**吹田市こども計画**」を策定しました。そして、「施策1 子供・若者の権利の保障及び意見の尊重」の中で、「子供・若者がその年代に応じて、その思いや意見を述べることができる機会の確保等、意見表明の仕組みづくりを進めます。」としています。

こうした背景から、本市において**各施策への子供・若者の意見反映に取り組むにあたり、子供・若者の意見表明の仕組みをまとめ、各部署が取組を行う指針**となるよう、「**子供・若者の意見表明の仕組みガイドライン（案）**」（以下「市ガイドライン（案）」）の作成を考えています。

なお、令和6年（2024年）3月にこども家庭庁が作成した「**こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン**」（以下「国ガイドライン」）では、以下のように記載されています。

《国ガイドライン》こども・若者の意見反映は、取り組みやすい政策や、府省庁や地方自治体の重要政策から始める等、試行錯誤を経ながら拡充していくことになると考えられます。

幼い頃から積み重ねられた意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていきます。子供・若者の意見を聴き、施策策定の際に考慮する仕組みを持つことは、子供・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ施策がより実効性のあるものとなることと、子供・若者の自己肯定感や自己有用感の向上という2つの意義があります。この2つの意義のバランスを考慮しながら、幅広い年代の子供・若者が、安心して意見を言うことができる場や機会をつくるのが大切です。

本市では市ガイドライン（案）に先立って、「**ガイドライン概要（案）**」としてアウトラインを示し、子供・若者が自由に意見を表明しやすい環境の整備と気運の醸成に取り組んでいきます。



こども基本法が規定する子供施策には、子供の健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など、幅広い施策が含まれます。

子供・若者が暮らす市の未来、通学・通勤路としての道路、公園や住宅、環境等、子供・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、子供・若者は当事者になります。本市においても、児童部だけでなく、あらゆる部署の施策は、子供・若者が当事者になり得ると考えられます。

ただし、最初から市の全ての施策や事業について、子供・若者の意見を聴くことは難しいと考えています。

《国ガイドライン》こども・若者が政策にどう関係するかを考え、当該政策において何について意見を聴くべきかを検討した上で、こども・若者に分かりやすく、かつ意見を言いやすいテーマを設定しましょう。

市ガイドライン（案）作成にあたり、令和7年（2025年）10月に子育て政策室が全庁照会を行い、本市で既に実施されている子供・若者の意見表明の事例についてとりまとめ、令和8年（2026年）1月に「子供・若者の意見表明 事例集」（以下、「事例集」とします。）としてまとめました。

各部署の取組や、今年度子育て政策室で関係各部署の協力を得ながら取り組んできた試行的取組を整理・分類し、本事例集作成から本市の現状を分析した中で、まずは以下の施策や事業については、重点取組分野として積極的に子供・若者の意見を聴くよう取り組んでいくこととします。

## 重点取組分野として積極的に子供・若者の意見を聴くべき施策や事業

### <まちの中長期的な計画>

- 各種計画策定
- 誰もが利用する施設や事業・まちづくりの目指すべき姿や将来像策定

### <子供・若者の今の生活に直結するもの>

- 対象が子供・若者のみの事業等
- 主に子供・若者が利用する施設の使い方
- 子供・若者への意識啓発等を行っている事業等



子供施策に対する子供等の意見の反映について、こども基本法第11条では「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と定められています。

また、国ガイドラインによると、以下のように記載されています。

こども施策においてこども・若者の意見を聴き反映する場面は、例えば下記のようなことが想定されます。

- 現状の施策について希望や課題、ニーズを聞く
- どのように課題を解決するかアイデアを募る
- こども・若者自身が事業の実施の担い手となって企画・運営をする
- 施策や事業を評価してより良くする

こども・若者の意見を聴く場を作って対話し、意見を受け止め施策に反映していくことが求められますが、意見を聴く機会をつくる方法は様々あります。

本市における子供・若者による意見表明の機会については、機会を確保するタイミングが重要であると考えます。そこで、事例集を作成する経過において、本市の現状を分析しました。その結果、以下のタイミングで子供・若者の意見表明の機会を設けることが効果的であると言えるでしょう。

## 子供・若者の意見表明の機会を確保するタイミング

- 子供・若者の声を受け止めやすい初期段階（ニーズ調査段階等）
- 日常的な活動の中で子供・若者の声を拾う



## 子供・若者の意見表明の機会を確保するためには どんな手法が取り組みやすいか

国ガイドラインによると、意見を聴く目的や内容に応じて、どのように子供・若者から意見を聴くかを検討することが意見反映のためのポイントとされています。子供・若者の意見を聴く場を作って対話し、意見を受け止め施策に反映していくことが求められますが、意見を聴く機会をつくる方法は様々あります。

本市では、重点取組分野として積極的に子供・若者の意見を聴くべき施策や事業について、子供・若者の意見表明の機会を確保するタイミングを整理しました。その上で、それぞれの目的に応じて、下表に示すいずれか（もしくは複数）の手法を活用して、子供・若者の意見表明の機会確保に取り組んでいくこととします。

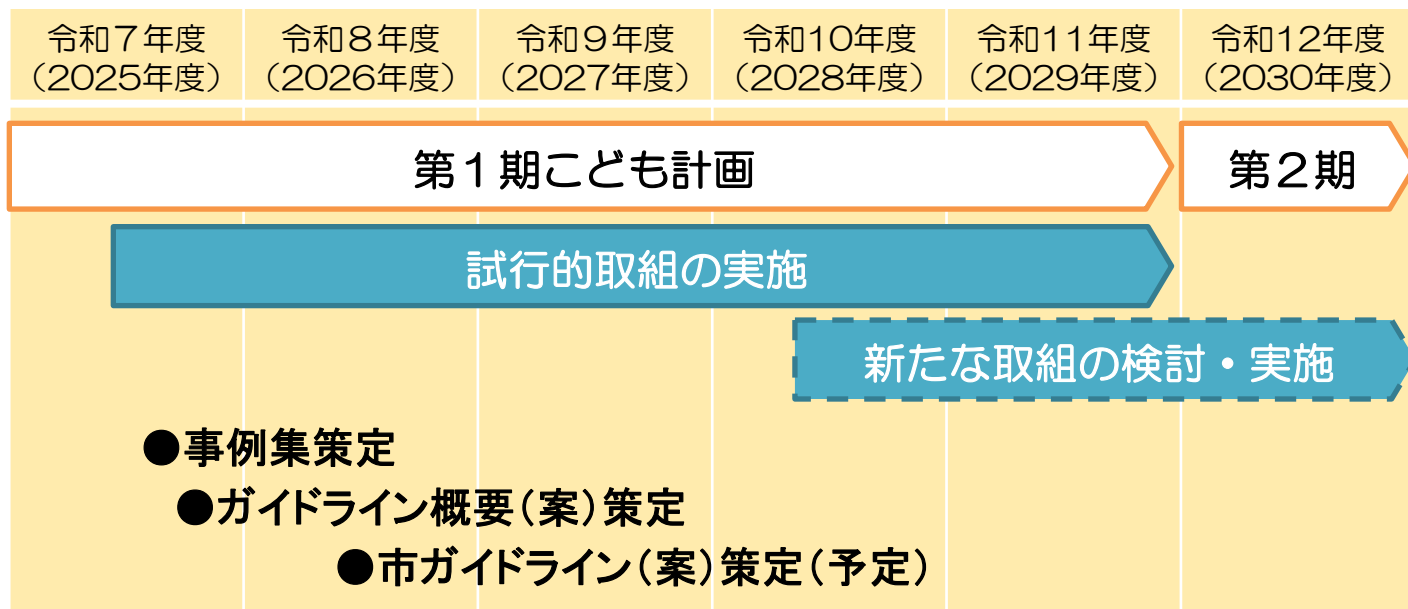
重点取組分野として積極的に 子供・若者の意見を聴くべき 施策や事業	子供・若者の意見表明の 機会を確保するタイミング	子供・若者の意見表明の 機会を確保する手法
各種計画策定	子供・若者の声を受け止め やすい初期段階（ニーズ調 査段階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電子申込システムを使ったアンケート</li> <li>● 地域でのワークショップ</li> <li>● 大学や高校で実施しているPBL（Project Based Learning：課題解決型）の授業</li> <li>● 市内中学校等の総合的な学習の時間での授業</li> <li>● 小学校でのすいたこどもかいぎ</li> </ul>
誰もが利用する施設や事業・まちづくりの目指すべき姿や将来像策定		
対象が子供・若者のみの事業等	日常的な活動の中で子供・若者の声を拾う	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設見学や出前授業での意見交換</li> <li>● 施設利用者を対象としたアンケート</li> <li>● 電子申込システムを使ったアンケート</li> </ul>
主に子供・若者が利用する施設の使い方		
子供・若者への意識啓発等を行っている事業等		

## 子供・若者の意見表明の仕組みガイドライン（案） 策定及びその後の取組

今後は、本ガイドライン概要（案）を庁内に周知し、できるところから取組を進めることと並行して、各取組の詳細を記載した市ガイドライン（案）を、令和8年度（2026年度）に策定する予定です。

なお、本ガイドライン概要（案）に記載の取組及び現在作成中の市ガイドライン（案）の内容は、子供・若者の意見表明の仕組みの試行的な取組として位置付けるため、実施期間を、今期の吹田市こども計画の終期である令和11年度（2029年度）までとします。

新たな「子供・若者の意見表明の仕組み」については、第2期吹田市こども計画の策定と併せて、検討・実施することとします。



※「市民自治基本条例解説書」や「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」に別途、全市民を対象にした意見表明の仕組みの中での子供・若者の参加・参画について、こども基本法やこども計画の趣旨を盛り込むなどの検討は、現在、各担当部署と進めているところです。

